

令和7年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （介護認定調査点検員）

1 採用職種，採用予定人数，職務内容及び勤務地

採用職種	介護認定調査点検員
採用予定人数	1名（1週間当たり4日勤務）※応相談
職務内容	認定調査票・特記事項の点検・指導，調査員研修企画・実施 介護保険要介護認定に伴う緊急訪問調査（1日0～3件）， 緊急調査に伴う認定調査票・特記事項の作成 介護認定全般に係る受電・架電・窓口対応，パソコン入力作業
勤務地	高齢者支援課 （柏市柏五丁目10番1号（柏市役所別館2階））

2 任期

令和8年3月31日まで

- ※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合，15日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。
- ※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。
- ※3 翌年度も同種の職が設定され，人事評価の結果が良好な場合，再度任用される場合があります。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1，750円

※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回各1.25月分の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

(3) 勤務時間等

ア 勤務日数 ※応相談

1週間当たり4日（火曜日から金曜日）勤務

イ 勤務時間 ※応相談

午前8時30分から午後5時15分のうち，休憩時間60分含め

6時間30分から7時間30分（時間外勤務：有）

ウ 休日

日曜日・土曜日・祝日・年末年始

(4) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合，1週間あたり4日勤務の場合は7日）及び特別休暇（夏季休暇，忌引等）を付与する。

(5) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務，職務専念義務等）が適用される。

(6) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有（週4日勤務の場合）

- イ 雇用保険の適用 有（週4日勤務の場合）
 ウ 非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

以下の(1)～(7)を全て満たす方。

- (1) 介護支援専門員もしくは保健医療福祉の国家資格（医師，歯科医師，薬剤師，保健師，助産師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士，視能訓練士，義肢装具士，歯科衛生士，言語聴覚士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師，栄養士，管理栄養士）を有すること
- (2) 保健医療福祉関係業務の実務経験1年以上のこと
- (3) 介護認定調査員として過去5年の間に実務経験があること
- (4) 都道府県の認定調査員新規研修を修了していること
- (5) 普通自動車運転免許証を有し，日常的に自動車を運転していること
- (6) パソコンで文章作成可能なこと
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと

ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
イ 柏市において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない方
ウ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した方

※年齢要件は，定めないものとする。

5 選考試験の実施日，実施場所，試験種目及び試験内容

試験日	随時（※応相談）	詳細は，受験申込者に別途通知する。
試験場所	柏市役所 ※詳細は後日連絡	
試験種目・試験内容	書類選考	選考申込書に基づき，採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について，人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 申込方法
柏市ホームページ内の申込フォームから受付
- (2) 提出書類（申込フォームに添付または郵送）
 ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書（指定の用紙を用いること）
 イ 介護支援専門員もしくは保健医療福祉の国家資格を証明するものの写し
- (3) 申込受付期間
随時受付
- (4) 申込先（郵送の場合）
柏市健康医療部高齢者支援課（〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知
選考試験の後に随時通知する。
- (2) 採用時期
随時採用 ※応相談

(3) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。